

令和 2 年 6 月 1 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

週休日の振替等の取扱いについて（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）第 3 条第 1 項に規定する週休日の振替等を行うことができる期間について、高知県人事委員会より対象職員及び対象業務に該当する場合は、勤務を命ずる必要がある日を起算日とする 16 週間後の日までとすることができることの承認（平成 20 年 3 月 12 日付け 19 高教政第 1553 号及び平成 25 年 8 月 30 日付け 25 高教福第 589 号にて通知済み。）を得ております。

このたび、この対象業務について、下記のとおり追加の承認を得ましたので通知します。

ついては、貴管内の職員に周知し、適切な取扱いをしてください。

記

1 人事委員会の承認内容

（1）追加する対象業務

標準授業時数を確保できないことが想定され、教育委員会がやむを得ないと認めた業務
（臨時休業に伴う授業時数確保のための授業及びホームルーム活動並びに生徒会活動等）

（2）追加承認を求めた理由

今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉休業によって、本来実施する予定であった授業時数を確保することが困難な状況が生じている。

このため、逸した授業日数・時数を一定確保するため、行事の精選や長期休業期間の短縮などの措置等に加え、土曜日に授業を実施することを検討している。

しかしながら、教職員の勤務日の振替については、学校の課業期間中に「前 4 週間後 8 週間」で週休日の振替等を行うことは実質的に困難であることから、長期休業期間中に振替等を行うことができるように「後 1 6 週」まで延長することについて追加するものである。

なお、今回追加する対象業務については、今後起きることが想定されている「南海トラフ地震」発生時など、不測の事態が生じ標準授業時数を確保できないことが想定され教育委員会がやむを得ないと認めた場合に、教職員及び児童生徒の負担が過重にならないことを踏まえたうえで承認することとする。

2 教育長通知の改正内容

別紙新旧対照表のとおり一部改正する。

○主な改正点 記の「(2) 対象業務」に次のとおり加える。

エ 標準授業時数を確保できないことが想定され、教育委員会がやむを得ないと認めた業務
(臨時休業に伴う授業時数確保のための授業及びホームルーム活動並びに生徒会活動等)

3 施行日

令和2年6月1日

問い合わせ先
高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当

新 旧 対 照 表

●週休日の振替等の取扱いについて（平成20年3月17日19高教政第1553号及び平成25年8月30日25高教福第589号教育長通知）

新	旧
1 人事委員会の承認等の内容 (1) 対象職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員 (2) 対象業務 ア 教育計画に基づく学校行事に関する業務 （例：入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、遠足、参観日等） イ 出張命令を受けての児童生徒引率業務 （例：対外運動競技大会、学芸的大会、入試、資格試験、各種表彰等） ウ 地域と協働して取り組む教育活動に関する業務 （例：公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動） <u>エ 標準授業時数を確保できないことが想定され、教育委員会がやむを得ないと認めた業務</u> <u>（例：臨時休業に伴う授業時数確保のための授業及びホームルーム活動並びに生徒会活動等</u>	1 人事委員会の承認等の内容 (1) 対象職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員 (2) 対象業務 ア 教育計画に基づく学校行事に関する業務 （例：入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、遠足、参観日等） イ 出張命令を受けての児童生徒引率業務 （例：対外運動競技大会、学芸的大会、入試、資格試験、各種表彰等） ウ 地域と協働して取り組む教育活動に関する業務 （例：公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動）